（道路交通法施行令の一部改正）

第五条　道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二中「第三十六条の二第三項」を「第三十六条の二第五項」に改める。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「、自動車検査独立行政法人」及び「、独立行政法人交通安全環境研究所」を削り、「独立行政法人国立文化財機構」の下に「、独立行政法人自動車技術総合機構」を加える。

一　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第二第一号

二　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）附則第二項第一号

三　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）第一号

四　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）第一号

五　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）第一号

六　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号）第二条第一号

七　雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第百七十二号）第一号

（行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令の一部改正）

第七条　行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「自動車検査独立行政法人」を「独立行政法人自動車技術総合機構」に改める。

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正）

第八条　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、独立行政法人交通安全環境研究所」を削り、「自動車検査独立行政法人」を「独立行政法人自動車技術総合機構」に改める。

（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部改正）

第九条　プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

別表中第二十八号を削り、第二十九号を第二十八号とし、第三十号から第三十五号までを一号ずつ繰り上げ、第三十六号を第三十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十六　独立行政法人自動車技術総合機構

別表中第三十七号を削り、第三十八号を第三十七号とし、第三十九号から第四十一号までを一号ずつ繰り上げる。

（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十条　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第四十二号を削り、第四十三号を第四十二号とし、第四十四号から第四十六号までを一号ずつ繰り上げ、第四十七号を第四十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十七　独立行政法人自動車技術総合機構

（産業技術力強化法施行令の一部改正）

第十一条　産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

別表中第四十五号を削り、第四十六号を第四十五号とし、第四十七号から第四十九号までを一号ずつ繰り上げ、第五十号を第四十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十　独立行政法人自動車技術総合機構

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第十二条　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人交通安全環境研究所の項を削り、同表自動車検査独立行政法人の項を次のように改める。

独立行政法人自動車技術総合機構	独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）第十六条第一項	国土交通省令	同条第三項	一般会計（同法第十二条第一号までに掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理における国庫納付金にあっては、自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定）

（電波法施行令の一部改正）

第十三条　電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、第十八号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八　独立行政法人自動車技術総合機構

（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部改正）

第十四条　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令（平成十七年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「、自動車検査独立行政法人」を削り、「独立行政法人国立病院機構」の下に「、独立行政法人自動車技術総合機構」を加える。

（国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第十五条　国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十八年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四号中「自動車検査独立行政法人（」を「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十四号。以下「平成二十七年道路運送車両法等改正法」という。）第二条の規定による改正前の自動車検査独立行政法人法（平成十一年法律第二百十八号）第二条の自動車検査独立行政法人（」に改める。

第五条第二十号中「独立行政法人交通安全環境研究所」を「平成二十七年道路運送車両法等改正法附則第十一条第一項の規定により解散した旧独立行政法人交通安全環境研究所」に改める。

（資金決済に関する法律施行令の一部改正）

第十六条　資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号を次のように改める。

一　独立行政法人自動車技術総合機構